

使用水量のお知らせ（検針票）の紛失について

このたび、水道メーターの検針業務委託会社（以下「検針業務委託会社」という。）が検針業務履行中において個人情報に記載されている使用水量のお知らせ（検針票）1枚を紛失したことが判明しましたのでお知らせいたします。

1 本件の概要

平成29年1月19日（木）正午頃、検針業務委託会社が、川崎市日進町の高層マンション14階で水道メーターの検針業務の履行中に個人情報である使用者の氏名、住所、使用水量、水道料金、下水道使用料が記載された使用水量のお知らせ（検針票）が強風に煽られ飛ばされてしまい、検針業務委託会社及び上下水道局にて付近の捜索を行いましたが、発見に至らなかったことから、同日、当該使用者に対し謝罪を行いました。

2 経緯

平成29年1月19日正午頃、使用水量のお知らせ（検針票）を紛失
同日、13時から紛失した付近を捜索
同日、15時に当該使用者への謝罪

3 再発防止対策

個人情報を取り扱う検針業務委託会社に対し、注意喚起を行い、個人情報の適正な取り扱いについて徹底した。

【問い合わせ先】

川崎市上下水道局サービス推進部営業課

電話 044-200-3359

担当：山口 岡村